

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：八代市水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和30年8月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	八代市	職員数 (H24. 4. 1現在)	13
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除線上償還の対象とされた公営企業債のうち、線上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	53円 (H21年度)	財政力指数	0.52 (H21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	89.0 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	16.5 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	131.5 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年8月1日 合併前市町村：八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村〕 上水道の統合なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	八代市長 福島 和敏
既存計画との関係	八代市行財政改革実施計画、八代市水道事業ビジョンを踏まえ本計画を策定する。
公表の方法等	市のホームページに掲載予定。
基本方針	八代市行財政改革実施計画に基づき、民間の経営手法の導入等により、収入の確保、経費の削減等を図り、水道事業の経営安定を維持する。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	39,539.5			39,539.5
	補償金免除額	4,947.0			4,947.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	39,539			39,539
合 計 (A)		39,539			39,539
「繰上償還」 再掲(再掲)区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		39,539			39,539

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲(再掲)区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲(再掲)区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰上金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の水道事業は、球磨川の恩恵により清浄で豊富な地下水を有する八代平野の球磨川以北の旧八代市域及び温泉で知られる日奈久地区を給水区域とし、平成23年度末の給水人口及び給水戸数がそれぞれ40,572人、14,211戸で給水区域内の普及率が57.2%と同規模の都市の中では全国的にも最低の水準となっている。</p> <p>経営状況は、給水収益が450,000千円前後を推移する中で、経費削減等により平成19年度以降40,000千円～80,000千円の純利益を生じている。</p> <p>上水道事業債の平成23年度末残高は1,564,000千円あり、年間に負担する元利償還金は175,000千円である。この内年利5%以上が10,340千円で経営を圧迫している。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 財政の健全化</p> <p>現在のところ不良債務、累積欠損金はなく、経営状況は概ね良好であるが、繰上償還に伴う低金利への借換により支払利息の圧縮を行い財政の健全化を図る</p> <p>課 題 ② 経営の効率化</p> <p>検針、水源地管理業務等の業務委託により経営の効率化・経費の削減を図ってきたが、業務委託の拡大などになおいっそうの経営の効率化・経費削減を図る</p> <p>課 題 ③ 普及率、有収水量の向上</p> <p>給水区域内の配水管未普及地域の解消のため、下水道事業と連携しつつ計画的な配水管布設を行い普及率、有収水量の向上を図る</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:千円,%)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	434,300	137,700	150,000	50,000		39,500	50,000	50,000	50,000	50,000
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	82,051	98,706	101,261	99,486	82,703	68,401	49,739	35,162	21,259	11,330
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	5,331	6,447	5,107	9,016	3,817	7,155	5,000	5,000	5,000	5,000
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	18,035	24,813	11,648	4,465	8,341	3,696	5,000	5,000	5,000	5,000
	9. そ の 他										
	計 (A)	539,717	267,666	268,016	162,967	94,861	118,752	109,739	95,162	81,259	71,330
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	539,717	267,666	268,016	162,967	94,861	118,752	109,739	95,162	81,259	71,330
	1. 建 設 改 良 費	152,194	236,155	249,763	276,242	152,731	285,055	250,000	250,000	250,000	250,000
うち職員給与費											
2. 企 業 債 償 還 金	523,767	234,998	152,274	153,072	139,071	162,753	143,190	71,689	77,459	80,723	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	675,961	471,153	402,037	429,314	291,802	447,808	393,190	321,689	327,459	330,723	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	136,244	203,487	134,021	266,347	196,941	329,056	283,451	226,527	246,200	259,393	
補てん財源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	393,475	455,586	463,221	565,326	546,297	152,466	153,991	155,531	157,086	158,657	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	37,717	41,311	63,555	79,136	77,483	86,103	74,808	84,635	82,806	80,852	
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	7,159	9,630	11,776	13,067	7,202	14,253	12,500	12,500	12,500	12,500	
計 (F)	438,351	506,527	538,552	657,529	630,982	252,822	241,299	252,665	252,391	252,009	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	1,906,100	1,808,801	1,806,527	1,703,455	1,564,384	1,441,131	1,347,941	1,326,252	1,298,793	1,268,070	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	取 益 的 取 支 分	27,538	1,743	1,590	1,527	3,100	1,660	1,598	1,402	1,196	979
	うち基準内繰入金				129	1,838	576	700	700	700	700
	うち基準外繰入金	27,538	1,743	1,590	1,559	1,262	1,084	898	702	496	279
資 本 的 取 支 分	取 支 分	87,382	105,153	106,368	108,502	86,520	75,556	54,739	40,162	26,259	16,330
	うち基準内繰入金	5,331	6,447	5,107	9,016	3,817	7,155	5,000	5,000	5,000	5,000
	うち基準外繰入金	82,051	98,706	101,261	99,486	82,703	68,401	49,739	35,162	21,259	11,330
合 計		114,920	106,896	107,958	110,029	89,620	77,216	56,337	41,564	27,455	17,309

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	103.8	116.0	121.4	122.2	125.3	117.8	121.8	121.2	120.6	119.9	
資本費 (円又は%)	60.9	54.6	53.4	55.2	53.0	51.5	50.5	50.4	50.3	50.2	
総収支比率(法適用) (%)	109.2	116.9	120.8	120.4	122.9	119.6	122.9	122.2	121.5	120.8	
経常収支比率(法適用) (%)	109.2	116.2	120.9	120.5	123.0	119.8	123.0	122.3	121.6	120.9	
営業収支比率(法適用) (%)	125.2	129.1	132.6	132.5	134.8	121.9	126.1	125.4	124.8	124.0	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5.6	0.3	0.3	0.3	0.7	0.4	11.1	7.9	4.8	2.6
	うち基準内繰入金 (%)					0.4	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準外繰入金 (%)	5.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	10.9	7.7	4.7	2.5
	資本的収入分 (%)	25.1	53.2	40.6	65.5	91.2	63.6	49.9	42.2	32.3	22.9
	うち基準内繰入金 (%)	9.9	4.3	1.9	5.5	4.0	6.0	4.6	5.3	6.2	7.0
	うち基準外繰入金 (%)	15.2	48.9	37.8	61.0	87.2	57.6	45.3	36.9	26.2	15.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行料金で年間の給水戸数の増加を100戸とし、1戸あたりの有収水量が20m ³ とすると、20m ³ ×12月×50戸＝12,000m ³ であるが、過去の実績を踏まえ、また、節水型社会への移行等やむを得ない減収要因を勘案し、年間10,000m ³ の有収水量の増加で給水収益は平成23年度見込み額より年毎に120万円程度の増加を見込んでいる
2 他会計繰入金の見込み	平成4年度より出資金（第4次拡張事業に係る企業債の一般会計の元金償還金負担）を繰入れている。平成24年度以後平成30年度までの合計額は192,289千円で平成22年度の1億円近くのピークを超え毎年減少しつつあり、平成30年度を最後に出資金は解消する見込み
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	予定なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水道料金の原価を左右する支払利息が、高金利で借り入れた既往債の繰上償還と低金利の銀行等引受けの借り換えにより約5,000千円が圧縮できる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	②	
○ 定員管理	②	水道事業においては、これまで業務量やニーズが増加する中で職員を減員し、また新陳代謝を図る等人件費の削減を行ってきた。さらなるサービス向上を目指すため、業務内容を見直し適宜臨時職員の補充や、包括的民間委託の導入を検討しつつ、現行職員数による業務体制を維持したい。
○ 給与のあり方	②	水道料金徴収手当は、外勤して水道料金の徴収に直接従事したとき1件17円、点検手当は、水道量水器指針の点検業務に直接従事したとき1件5円、停水手当は、停水処分に直接従事したとき1件300円を支給することとしており、これらは毎月件数に応じ支給実績がある。特別作業手当は、水源職員がポンプ運転業務に直接従事したとき1日920円、人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に1日2時間以上直接従事したとき1日170円、高圧ガス又は高圧電力を取り扱う職員で水道事業管理者が指定するものに1月1、200円を支給する。これらの特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給するものであるが、水道料金徴収手当、点検手当、ポンプ運転業務・化学分析業務に係る特別作業手当については、廃止の方向で検討している。また、停水手当については、金額及び停水処分だけでなく、解除についても適用できるように検討している。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与制度については市の制度を適用している。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道事業に属する職員には、該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		現在、退職時特別昇給を行っていない(国に準じて、実施済)。
◇ 福利厚生事業のあり方		市の職員互助会による福利厚生事業による。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	検針票用紙や広告入り封筒の無償提供を受け印刷製本費を縮減している。その他継続的に行ってきた業務内容も見直し、維持管理費等の縮減を進めるとともに、下水道事業の本管工事と同時施工による配水管布設工事コストの削減を続ける。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	②	民間委託については、水道施設の運転管理・点検・清掃、水道使用料の検針、徴収など行っている。今後は水道使用の開栓・閉栓、滞納整理業務等の包括的民間委託の導入の検討をしている。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	現在のところ不良債務、累積欠損金はなく、経営状況は概ね良好であるが、繰上償還に伴う支払利息の圧縮分等を勘案し、適正料金への見直しを行う。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	①	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		広報やつしろ、市のホームページへの掲載により公表している
○ 行政評価の導入		経営状況等の情報についても市民にわかりやすい形で積極的に情報提供を行っていくため、行政評価の導入を検討する。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	水道事業においては、給水戸数の増加に伴い業務量が増大する中で10年前より職員が3名少ない体制をとり、かねてより人件費を中心とする経費削減を行ってきた。今後も特に必要な時期に臨時職員を活用する等により適正な定員管理を行う。また、サービス維持・向上を目指すため、現在一部業務について民間委託を行っているが、委託内容をも見直しより効果的な活用を図る。 また、民間資金借入分を繰上返済することにより支払利息の圧縮を行うほか、利用者あての配送物について広告入り封筒の活用や配送方法を適宜見直し経費の抑制に努め、事務備品、印刷物等も最小限度の経費となるよう事務改善を行い維持管理費縮減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金の原価を左右する支払利息が、高金利で借り入れた既往債の繰上償還と低金利の銀行等引受けの借り換えにより約5,000千円が圧縮できる見込みである。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	昭和61～63年度において、企業誘致に伴う外港埋立地への拡張工事を行ったが、採算が合わないため、事業に係る企業債の元金償還金を出資金、利息を他会計補助金として繰入れている。また、昭和56年4月に事業認可を受けた、地下水の塩水化が進む郡築・昭和地区及び地下水の水量不足の竜峯地区への拡張工事（第4次拡張事業）は、農産部で人家もまばらで、集落間への距離も遠いため投下資本の回収率が悪く、採算が見込めず平成4年4月に料金改定を行った際、この第4次拡張事業に係る企業債の元金償還金について、一般会計より出資金として毎年繰入れることとした。平成24年度以後平成30年度までの合計額は192,289千円で平成22年度の100,000千円近くのピークを超え毎年減少しつつあり、今回の繰上償還を期にさらなる経営力強化と自立的運営を図り、一般会計の負担を軽減することが可能となる。
4 その他	本市水道事業の給水区域は、一部の地域を除き清浄な地下水が豊富であり、自家用井戸の利用が多く普及率が伸び悩んでいる。PR活動に力を入れるとともに、既設給水区域内での配水管未配管地区の解消を図り、普及率及び有収水量の向上を促進する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)		(延長計画第5年度)
/	累積欠損金比率	当初計画の目標値														
		(実績値)														
		延長計画の目標値														
		(実績値)														
		企業債現在高		1,995,567	1,912,324	1,859,760	1,805,824	1,747,995	1,686,018							
			1,906,100	1,808,801	1,806,827	1,703,455	1,564,384		1,441,131	1,347,941	1,326,252	1,298,793	1,268,070			

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
	4	その他(普及率の向上)	449,494	455,494	457,894	460,294	462,694	465,094							
		改善効果額		6,000	8,400	10,800	13,200	15,600	54,000						
	【経費の削減】														
	1	職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)	101,732	113,725	109,225	111,410	113,638	115,910							
		改善効果額			4,500	4,500	4,500	4,500	18,000						
給与水準															
	改善効果額														
	その他(職員の新陳代謝)														
	改善効果額			4,500	4,500	4,500	4,500	18,000							
5	維持管理費等	79,590	80,000	81,000	82,000	83,000	84,000								
	改善効果額(適正化)							0							
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
	改善効果額														
当初計画改善効果額 合計										72,000					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	1	職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)						115,910		91,000	97,370	102,239	107,350	109,497	
		改善効果額						4,500		214	107			321	
給与水準															
	改善効果額														
	その他(臨時職員の不補充)														
	改善効果額						4,500		214	107		0	321		
1	維持管理費等								83,000	83,000	83,000	83,000	83,000		
	改善効果額(適正化)								427	1,407	1,089	896	817		
	調査委託費縮減分														
	改善効果額								300	600	600	600	600		
	民間資金繰上償還分														
	改善効果額									590	272	79	941		
配送物見直し分															
	改善効果額							127	217	217	217	217			
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
	改善効果額														
延長計画改善効果額 合計 A										4,957					
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B										0					
A+B										4,957					
＜参考＞延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)										4,947					

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (人)	39,578	39,688	40,007	40,423	40,572	40,791	40,823	40,855	40,887	40,919
年間総有収水量 (m ³)	3,662,481	3,572,017	3,609,707	3,585,278	3,605,236	3,624,470	3,643,807	3,663,247	3,682,790	3,702,438
公称施設能力 (m ³ /日)	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
1日最大配水量 (m ³ /日)	14,470	14,088	14,819	14,697	14,671	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
最大稼働率 (%)	62	61	64	63	63	62	62	62	62	62
供給単価 (円/㎡)	125	125	125	125	125	124	123	123	123	122
給水原価 (円/㎡)	120	108	103	102	100	102	98	98	99	99

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成17年8月の市町村合併に伴い、八代市の水道は旧八代市の水道事業と旧八代郡生活環境事務組合の水道事業、旧坂本村28と飲料水供給施設3、旧東陽村2、旧泉村13、旧八代市1の簡易水道事業となった。簡易水道事業は事業認可はそのまま旧坂本村の飲料水供給施設3を含めて1つの簡易水道事業会計とした。現在、旧坂本村の28の簡易水道と飲料水供給施設3と旧八代市の二見白鳥簡易水道を上水道と統合する方向で簡易水道、上水道、財政の担当課で協議中であるが、経営基盤の脆弱な簡易水道の赤字負担を上水道従用倉へ転嫁するわけにはいかず、一般会計からの繰出も含めて平成19年度中には結論を出す予定である。また、その他の施設については上水道給水区域より10km以上離れているため、東陽地区の2施設、泉支所周辺の10施設、五家荘周辺の3施設をそれぞれ統合し、1上水道事業3簡易水道事業となる予定である。